

一宮町防災士育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第31号

一宮町防災士育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

一宮町防災士育成事業補助金交付要綱（令和3年一宮町告示第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

鉄道賃	路程に応じ実費額を支給する。ただし、往復3,000円までとする。
-----	----------------------------------

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の防災士の資格取得に要した経費に適用する。